

# 京都府最低賃金は 平成30年10月1日から



時間額

8 8 2 円

- 京都府最低賃金は、府内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 年齢、性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、支払い形態（月給・日給・時間給）の別を問いません。
- 最低賃金には次の賃金は算入されません。
  - 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - 時間外・休日及び深夜割増賃金
  - 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

詳しくは、京都労働局労働基準部賃金室（電話075-241-3215）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

